

### [ 事案 19-10 ] 配当金請求

- ・平成 19 年 6 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 8 月 27 日 申立取下

#### < 事案の概要 >

保険料払込満了時の老後設計資金(支払配当金を生存保険の買増保険料に充て各生存保険金の合計額を支払うもの)について、保障設計書記載の金額を支払ってほしいとして申立てがあったが、申立人代理人弁護士から、保険会社の答弁書を見る限り問題点の到達点が見出せないで、裁判所の司法判断に委ねたいとし「申立取下書」の届出があり、終了したもの。

#### < 申立人の主張 >

昭和 61 年契約時に提示された保障設計書には、満 65 歳の払込満了時に老後設計資金(累積生存保険金)として 436 万円と記載されていたにもかかわらず、実際の支払額は 36 万円ではないと言う。

会社は、バブル経済がはじけ金利が低下したこと等により約束どおりの配当金の支払いが出来ないと言うが、加入後における配当金減少に関する説明義務が果たされていない。また本件契約はそれまで加入していた保険契約の転換を勧められ、転換前契約の 43 万円余が下取価格として本件契約に充当されていたことも今回初めて知った経緯もあり、到底納得できない。満 65 歳の保険料払込満了時には、当初の約束どおり老後設計資金として 436 万円を支払ってほしい。

また本件保険契約の他に、平成 7 年に別の保険に加入したが、本件契約の配当金に関する説明によれば、会社は平成 6 年 3 月 1 日以降配当できず運用実績が見込めないと分かっているながら、加入させたことは詐欺的な行為と言わざるをえない。

#### < 保険会社の主張 >

下記により、満 65 歳時の老後設計資金として保障設計書の記載金額(436 万円)を支払うことはできない。

また、本件契約について平成 7 年 3 月以降の配当が出来ていないことは事実であるが、同 6 年以降の日本経済の状況、とりわけ超低金利政策がこれほど長期にわたって継続することは誰も予見し推測することは出来なかったものと考えられ、同 7 年 6 月時の契約に関しての詐欺行為という非難は当たらないと考える。

(1) 保障設計書の右下の欄に、「記載の配当数値(老後設計資金・長寿祝金および年金年額)は、当商品の営業案内の説明のとおり、将来のお支払いをお約束するものではありませんのでご注意ください」と注意書きされているとおり、記載された内容の金額の支払いを約束したものではない。

なお、配当金はその性格・内容から、各年度の決算の結果、はじめて配当金の支払い原資が確定したうえで、各保険契約の貢献度等に応じて政策的に割り当てられるものであって、保険業法、同規則にも定められている。本件契約は高い予定利率(5.5%)で割り引かれた保険料で成立(いわゆる「逆ざや」状態である)しているため、平成 7 年 3 月以降の配当金が支払えなかったものである。

(2) 本件契約の締結時において、営業職員が申立人に対して確定的な約束をしたとの事

情もなく、保障設計書のとおり参考資料として当時における直近の実績数値による正しい予想数値を示したものであり、予想数値を過去の実績にもとづいて示すことは保険募集上、顧客に対する参考資料として認められていたことである。

< 裁定の概要 >

保険会社の答弁書を申立人に送付したところ、申立人代理人弁護士より「保険会社は申立人の申立てを顧慮しておらず問題解決の到達点が見出せない。相談所の裁定によるよりも裁判所の司法判断に委ねるべきと判断し、裁定申立てを取り下げる」との通知があり、裁定手続きを終了した。